

農地利用集積円滑化事業

平成 21 年の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようにすることを目的として創設された事業で、市町、市町公社、農業協同組合等が農地利用集積円滑化団体となり実施するものです。

1 実施主体

農地利用集積円滑化団体

- ・ 市町、JA、市町公社

【実施できる事業：農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業】

- ・ 営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体で、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）

土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等

【実施できる事業：農地所有者代理事業】

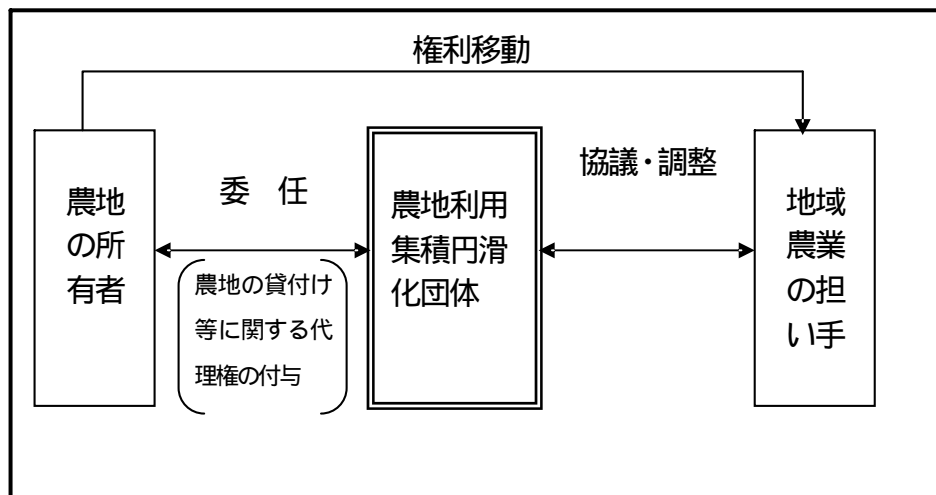
2 事業実施地域

基本として、市街化区域を除いた市町の全域を事業の対象とします。

3 事業の内容

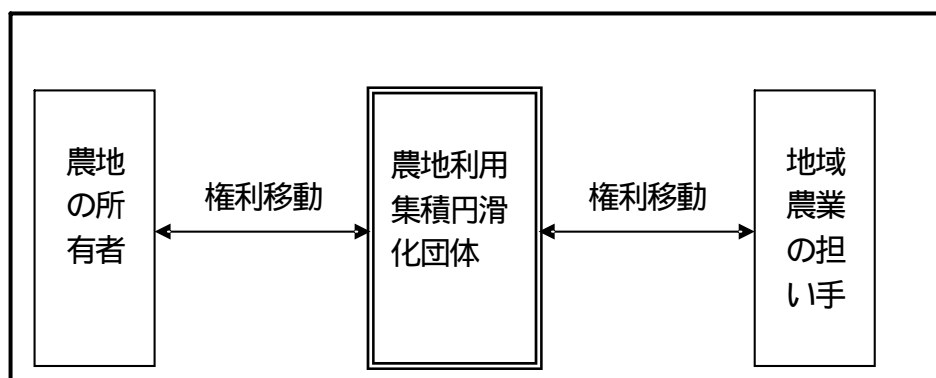
農地所有者代理事業

農用地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等を売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（委任を受けた農用地等の管理を行う事業を含む）です。



農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸付ける事業です。



研修等事業

保有する農用地等を利用して行う新規就農希望者等の研修その他の事業です。

4 事業実施までの流れ

市町基本構想に次の事項を定める必要があります。

- ・ 市町が市町基本構想に、市町の区域の全部又は一部を事業の実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項。
- ・ 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準に関する事項。

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行おうとする時は、事業の実施に関する規程を定めて、市町の承認を受ける必要があります。

また、市町が承認するにあたっては、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む場合は、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければなりません。

(市町の承認基準)

- ・ 市町基本構想に適合すること。
- ・ 他の農地利用集積円滑化団体と事業エリアが重複する場合は、重複する地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ・ 認定農業者の経営改善に資するよう事業を実施すると認められること。
等

5 農地利用集積円滑化事業規程の承認の公告

市町が農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、事業の種類及び実施地区を公告する必要があります。

【参 考】

農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用した農業者への支援（規模拡大加算）

規模拡大加算は、農業者戸別所得補償制度の一環として実施するものであり、農地利用集積円滑化団体が農地の出し手と受け手の間に入って、面的集積（連担化）された農地に利用権を設定し経営規模を拡大した場合に加算金を交付する。

対象農地

農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連担化）するために新たに利用権設定（設定期間6年以上）した農地

交付単価

2万円/10a（利用権設定面積に応じて、農地の借り手に設定した年度に交付）

面的集積（連担化）要件

- ア 畦畔等で接続しているもの
- イ 農道又は水路等を挟んで接続しているもの
- ウ 各々一隅で接続し、作業の継続に影響しないもの
- エ 段状をなしている農地の高低差が作業の継続に影響しないもの

オ 農地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ 地域農業再生協議会が一連の作業を継続するのに適当と認めるもの

規模拡大加算交付手続きのフロー

